

入札公告（説明書）

令和4年9月8日

東日本高速道路株式会社 関東支社
所沢管理事務所長 齋藤 辰哉

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、東日本高速道路株式会社（NEXCO 東日本）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

第1 基本事項（調達手続の概要）

- | | |
|----------------|---|
| 1-1. 契約件名 | 令和4年度 所沢管理事務所 道路巡回車購入 |
| 1-2. 契約責任者 | NEXCO 東日本 関東支社 所沢管理事務所長 齋藤 辰哉 |
| 1-3. 契約担当部署 | NEXCO 東日本 関東支社 所沢管理事務所 総務
(住所) 〒359-0012 埼玉県所沢市大字坂之下 761-1
(TEL) 04-2944-4121
(Mail) ki-o-tokorozawa@e-nexco.co.jp |
| 1-4. 競争契約の方法 | 一般競争入札方式 |
| 1-5. 競争参加資格の確認 | 事前審査方式（通知型） |
| 1-6. 見積活用方式の有無 | 有 |
| 1-7. 入札の方法 | 郵送入札（書留郵便等）・・・入札者に対する指示書【お知らせ】3を参照すること。 |
| 1-8. 落札者の決定方法 | 自動落札方式 |
| 1-9. 入札保証 | 不要 |
| 1-10. 契約保証 | 不要 |
| 1-11. 契約書の作成 | 必要・・・入札者に対する指示書 [23] を参照すること。 |
| 1-12. 契約図書 | |

(1) 本契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- | | |
|---------------|---|
| ① 入札公告（説明書） | 本書 |
| ② 契約書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【購入契約書】を使用すること。 |
| ③ 入札者に対する指示書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【郵送入札】《購買等契約》を使用すること。 |
| ④ 特記仕様書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service |
| ⑤ 金抜設計書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service |
| ⑥ 競争参加資格確認申請書 | 本書別紙様式1のとおり |
| ⑦ 入札書 | 上記③入札者に対する指示書様式1のとおり |

(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、

その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。

- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から⑦に示す契約図書のうち URL が記載されている図書については、NEXCO 東日本のホームページよりダウンロードして取得すること。
- (4) 契約図書の交付期間 令和 4 年 9 月 8 日(木)から令和 4 年 9 月 26 日 (月)まで
なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

第 2 調達手続に付する事項 (調達概要)

2-1. 調達概要

- | | | |
|------------|-------------------|-----|
| (1) 物件等数量 | 道路巡回車 | 1 台 |
| (2) 物件等の仕様 | 特記仕様書のとおり | |
| (3) 納入場所 | 特記仕様書のとおり | |
| (4) 納入期間 | 契約締結日の翌日から 240 日間 | |

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、本書 3-2(1)に示す「競争参加資格確認申請書類」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（本書 3-2(2)①に示す「競争参加資格確認申請書類」の提出期間の最終日をいう。以下同じ）において NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 19 年度以降（過去 15 年間）における製造実績又は納入実績について、下記 3 項目のいずれかの条件を満たすこと。

a) 製作仕様書、写真及びパンフレット等により、同種機械の製造実績が確認できる者であること。

b) 契約書等（納入場所、履行期間、契約内容（品名・数量・規格等）が証明できるもの）の写し及び製作仕様書※1 により同種機械の納入実績が確認できる者であること。なお、NEXCO 東日本への納入実績の確認は、契約書（品名、納期、契約者の甲乙が分かるもの）の写しによる。

※1 製作仕様書：仕様書に基づき作成された全体組立図、各部詳細図、機械諸元表及び成績証明書を指す。

c) 同種機械の製造実績がある製造者の商品を取り扱う商社または代理店である場合は、商社又は代理店であることを証明する書類により確認できる者であること。この場合、製造者においては、製作仕様書、写真及びパンフレット等により同種機械の製造実績があることが確認できる者であること。

【同種機械】

道路巡回車または維持作業車

同種機械は「東日本高速道路株式会社 維持補修用機械・交通管理用機械標準仕様書」又はこれと同等以上の性能及び機能を有していること。

- (3) 審査基準日において、当該機械に関するアフターサービス・メンテナンス体制を有していることを証明できる者であること。

アフターサービス体制について、下記4項目の条件を全て満たすこと。

- a) 同種機械のメンテナンス実績を有する直営整備工場もしくは、協力会社整備工場を有すること。
また、協力会社整備工場の場合は、それを証明できる契約書等の書類で確認できること。
- b) 道路運送車両法第80条の「自動車分解整備事業者」の認証、又は道路運送車両法第94条の「指定自動車整備事業」の指定を、写しにより確認できる整備工場であること。
- c) 当該車両※が納入場所から整備工場まで移動するときに、24時間以内に到着できる距離であること。
- d) 競争参加資格申請書提出時点において、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による一級自動車整備士（小型または大型）もしくは、二級自動車整備士（ガソリン）に合格したことを合格証書の写しにより確認できる技術者を有すること。

※当該車両：車両本体と架装装置

メンテナンス体制について、下記2項目の条件を全て満たすこと。

- a) 当該機械の故障発生時に、一括対応できる窓口を有すること。
 - b) 車両本体の修理を実施する者、及び架装装置の修理を実施する者への連絡体制を有すること。
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域3（関東支社が所掌する区域）」において、取引停止措置を受けていないこと（NEXCO 東日本「地域3（関東支社が所掌する区域）」において講じた取引停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1[1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であって、i)～iv)までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 競争参加資格確認申請に必要な書類の作成及び提出

(1) 競争参加希望者は、次に示す競争参加資格確認申請に必要な書類（以下「競争参加資格確認申請書類」という。）を作成しなければならない。

必要書類	作成に係る留意事項
競争参加資格確認申請書 (様式 1)	◇必要事項を記入のうえ記名すること。 ◇その他補足事項については、入札者に対する指示書 [6] [3] ①を参照すること。
同種機械に係る製造実績 又は納入実績証明書 (様式 2)	◇本書 3-1 (2) に示す競争参加資格を満たす製造実績又は納入実績を記載すること。 ■製造実績 平成 19 年度以降において以下の条件に合致した場合、製造実績とする。 a) 製作仕様書、写真及びパンフレット等により、同種機械の製造実績が確認できる者であること。 ■納入実績 平成 19 年度以降において以下のいずれかの条件に合致した場合、納入実績とする。 a) 契約書等（納入場所、履行期間、契約内容（品名・数量・規格等）が証明できるもの）の写し及び製作仕様書※1 により同種機械の納入実績が確認できる者であること。なお、NEXCO 東日本への納入実績の確認は、契約書（品名、納期、契約者の

	<p>甲乙が分かるもの)の写しによる。</p> <p>※1 製作仕様書：仕様書に基づき作成された全体組立図、各部詳細図、機械諸元表及び成績証明書を指す。</p> <p>b) 同種機械の製造実績がある製造者の商品を取り扱う商社または代理店である場合は、商社又は代理店であることを証明する書類により確認できる者であること。この場合、製造者においては、製作仕様書、写真及びパンフレット等により同種機械の製造実績があることが確認できる者であること。</p> <p>【同種機械】</p> <p>道路巡回車または維持作業車</p> <p>同種機械は「東日本高速道路株式会社 維持補修用機械・交通管理用機械標準仕様書」又はこれと同等以上の性能及び機能を有していること。</p> <p>◇記載にあたっては、様式2に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
<p>当該機械にかかるアフターサービス・メンテナンス体制証明書 (様式3)</p>	<p>◇本書3-1(3)に示すアフターサービス・メンテナンス体制について記載すること。</p> <p>■整備工場 (以下の全てを満たすこと)</p> <p>a) 同種機械のメンテナンス実績を有する直営整備工場もしくは、協力会社整備工場を有すること。 また、協力会社整備工場の場合は、それを証明できる契約書等の書類で確認できること。</p> <p>b) 道路運送車両法第80条の「自動車分解整備事業者」の認証、又は道路運送車両法第94条の「指定自動車整備事業」の指定を、写しにより確認できる整備工場であること。</p> <p>c) 当該車両※が納入場所から整備工場まで移動するときに、24時間以内に到着できる距離であること。</p> <p>d) 競争参加資格申請書提出時点において、自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)の規定による一級自動車整備士(小型または大型)もしくは、二級自動車整備士(ガソリン)に合格したことを合格証書の写しにより確認できる技術者を有すること。</p> <p>※当該車両：車両本体と架装装置</p> <p>■故障連絡体制 (以下の全てを満たすこと)</p> <p>a) 当該機械の故障発生時に、一括対応できる窓口を有すること。</p> <p>b) 車両本体の修理を実施する者、及び架装装置の修理を実施する者への連絡体制を有すること。</p> <p>◇記載にあたっては、様式3に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>

(2) 競争参加希望者は、本競争入札に参加するため、上記(1)で作成した競争参加資格確認申請書類及び本書4(3)④に示す見積書を提出しなければならない。

- ① 提出期間 入札公告日の翌日から令和4年9月26日(月)16:00まで
- ② 提出場所 本書1-3に示す『契約担当部署』に同じ

- ③ 提出方法 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）
- ※申請書、参考見積書への押印は不要とする。
- ※電子メールで送信する場合は「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。
- ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。なお、受付期限内に提出のない場合や、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。

④ 提出書類 競争参加資格確認申請書類【1部】及び参考見積書【1部】

競争参加希望者は、競争参加資格確認申請書類及び参考見積書を次に従い提出すること。

電子メールによる提出の場合
<p>1) 担当者連絡先届（入札者に対する指示書様式 5）により、本件競争入札で文書の送受信に使用する電子メールアドレスを本書 1-3 に示す契約担当部署まで届け出てください。</p> <p>2) 上記(1)に示す「競争参加資格確認申請書類」、本書 4(3)④に示す「参考見積書」を担当者連絡先届で指定いただいた電子メールアドレスから 1-3 に示す契約担当部署のメールアドレスに送付してください。</p>

競争参加資格確認申請書類を電子メールにより提出し、参考見積書を書留郵便等により提出する場合
<p>1) 担当者連絡先届（入札者に対する指示書様式 5）により、本件競争入札で文書の送受信に使用する電子メールアドレスを本書 1-3 に示す契約担当部署まで届け出てください。</p> <p>2) 上記(1)に示す「競争参加資格確認申請書類」を担当者連絡先届で指定いただいた電子メールアドレスから 1-3 に示す契約担当部署のメールアドレスに送付してください。</p> <p>3) 封筒に、次に示す書類をすべて入れて封かんしてください。 本書 4(3)④に示す「参考見積書」</p> <p>4) 上記 3)で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載したうえで書留郵便等により提出してください。</p> <p>ア. 『参考見積書在中』</p> <p>イ. 本書 1-1 に示す契約件名</p> <p>ウ. 「競争参加希望者名」（競争参加希望者が法人である場合は法人名のみで可）</p>

書留郵便等による提出の場合

1) 封筒に、次に示す書類を入れて封かんしてください。

本書 4(3)④に示す「参考見積書」

2) 上記 1) で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載してください。

ア. 『参考見積書在中』

イ. 本書 1-1 に示す契約件名

ウ. 「競争参加希望者名」(競争参加希望者が法人である場合は法人名のみで可)

3) 次に示す書類を封筒にすべて入れて封かんしてください。

ア. 上記(1)に示す「競争参加資格確認申請書類」

イ. 上記 1)、2) で作成した「参考見積書」を入れて封かんした封筒

4) 上記 3) で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載したうえで書留郵便等により提出してください。

ア. 『競争参加資格確認申請書類在中』

イ. 本書 1-1 に示す契約件名

ウ. 「競争参加希望者名」(競争参加希望者が法人である場合は法人名のみで可)

3-3. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請書類に基づき、当該競争参加志望者の競争参加資格の有無、その他必要な事項について確認を行い、その確認結果を通知する。

※確認結果通知 令和4年10月上旬を予定している。

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義のある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示すものとする。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[7]及び[8]を参照すること。

第 4. 見積活用方式

(1) 本件は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る参考見積書の提出を求め、その参考見積書を活用して契約制限価格の設定を行う見積活用方式(以下「本方式」という。)の対象調達である。

(2) 本方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、入札者から参考見積書の提出を求め、参考見積書提出後 NEXCO 東日本が、参考見積書に記載された内容(設計図書の性能・機能等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるか)について確認を行い、確認過程で必要に応じて見積内容に関する問合せを入札者に対し行い、参考見積書に変更が生じる場合に当該入札者に訂正参考見積書の提出を求めるなどした後、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた参考見積書又は訂正参考見積書(以下「最終参考見積書」という。)を活用して制限価格の設定をする方式をいう。

(3) 入札者は、「見積対象」とされた項目の参考見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。

① 参考見積書提出期限 本書 3-2(2)①に示す競争参加資格確認申請書類の提出期間の最終日に同じ

② 参考見積書提出場所 本書 1-3 に示す『契約担当部署』に同じ

③ 参考見積書提出方法 電子メール又は書留郵便等により提出すること。(電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。) 押印は不要とする。

※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。

※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス [赤]』又は『信書便 (民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 2 項に規定)のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。)

④ 提出書類 参考見積書 (様式 4-1、様式 4-2)

※電子メールで送信する場合は Microsoft Excel にて提出。

※書留郵便等で提出する場合は、Microsoft Excel にて作成し印刷したもの【1 部】保存した電子記録媒体 (CD-R)【1 部】

(4) 参考見積書提出後、NEXCO 東日本が行う見積内容の確認過程において、見積内容等に疑義が生じた場合など必要に応じて入札者に対し確認を行う参考見積書に関する問合せは、参考見積書提出期限以後令和 4 年 10 月 7 日 (金) から令和 4 年 10 月 21 日 (金) までの間を予定とし、申請書に記載された担当者宛に連絡を行う。

なお、参考見積書に関する問合せの方法は、担当者宛に連絡し日時を定めたいえ Web 会議システム、電子メール又は電話にて問合せを行うことを想定している。

(5) 入札者は上記 (4) の問合せにおいて、参考見積書の内容に訂正が必要になった場合は、次に示すとおり訂正参考見積書を提出しなければならない。

① 訂正参考見積書提出期限 令和 4 年 11 月 1 日 (火) 16 時まで

② 訂正参考見積書提出場所 本書 1-3 に示す『契約担当部署』に同じ

③ 訂正参考見積書提出方法 上記 4 (3) ③参考見積書提出方法のとおり

④ 提出書類 訂正参考見積書 (様式 4-1、様式 4-2)

※電子メールで送信する場合は Microsoft Excel にて提出。

※書留郵便等で提出する場合は、Microsoft Excel にて作成し印刷したもの【1 部】保存した電子記録媒体 (CD-R)【1 部】

なお、上記 (4) による問合せがなかった入札者及び上記 (4) による問合せがあった者でも訂正の必要がない入札者は、入札者自らが参考見積書に訂正が必要と判断した場合にのみ訂正参考見積書を提出するものとする。

(6) 上記(3)若しくは必要に応じて上記 (5) に示す提出期限までに参考見積書及び訂正参考見積書の提出がされない場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。

(7) 入札者は、最終参考見積書に基づいた入札を行うものとするが、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額は、入札時に最終参考見積書を超えない限り変更ができるものとし、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額を超える場合には、当該入札者が行った入札は無効とする。

(8) 入札者は、入札書を当社に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いはしない。

- (9) 最終参考見積書において、当社が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、入札者に異なる理由等について聞き取りを行ったうえ、聞き取りを行った事由が不相当と認められる場合は、当社に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該入札者に対し、当該調達に係る競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。

第5 入札・開札及び落札者の決定

5-1. 入札に必要な書類の作成及び提出

- (1) 入札者は、次に示す入札書及び単価表を作成しなければならない。

必要書類	作成に係る留意事項
入札書（入札者に対する指示書様式1）	◇金額は総価とし、業務に関する一切の費用を含めた額を記載すること ◇記載にあたっては、入札者に対する指示書 [9] を参照すること
単価表（様式5）	◇入札書に記載の金額に対応する額を記載すること ◇見積対象項目の総額は、最終参考見積書の総額を超えないこと ◇記載にあたっては、入札者に対する指示書 [10] を参照すること

- (2) 入札者は、上記(1)で作成した入札書、単価表を提出しなければならない。

- ① 提出期限 令和4年11月18日（金）16：00
- ② 提出場所 本書1-3に示す『契約担当部署』に同じ
- ③ 提出方法 書留郵便等（書留郵便等についての詳細は、入札者に対する指示書の冒頭【お知らせ】を参照すること。提出期限までに必着のこと。）
※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス [赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参、電子メールによる提出は受け付けない。記載漏れ押印漏れ等の不備がある場合は無効とする。
- ④ 提出書類 入札書及び単価表【各正1部】
- ⑤ 入札者は、次に示す入札書、単価表を次の手順に従い封筒に入れ封かんすること。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1) 封筒に、次に示す書類をすべて入れて封かんしてください。 <ol style="list-style-type: none"> ア. 上記(1)に示す「入札書」 イ. 上記(1)に示す「単価表」 2) 上記1)で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> ア. 『入札書在中』 イ. 本書1-1に示す契約件名 ウ. 「入札者名」（入札者が法人である場合は法人名のみで可） |
|--|

5-2. 開札の日時及び場所

開札については、次に定めるとおり行うものとする。

- (1) 開札日時 令和4年11月21日（月）11：00
- (2) 開札場所 NEXCO 東日本 関東支社 所沢管理事務所 会議室
※開札の立会については、入札者に対する指示書[15][2]を参照すること

5-3. 落札者の決定

契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札

価格をもって、本件の契約価格を決定し、当該入札者を落札者と決定する。

第6 その他

6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 入札公告日から令和4年11月4日（金）16：00まで
- ② 受付場所 本書1-3に示す『契約担当部署』のとおり
- ③ 受付方法 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出
（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。）

(2) 上記(1)の質問に対する回答については、次に定めるとおり行う。

- ① 回答予定日 質問を受け取った日の翌日から原則として平日で5日以内
- ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本件公告名」の「備考」）に掲載する。

⇒https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

6-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[20]に該当する入札は無効とする。

以 上

【入札及び競争参加資格確認申請に必要な書類の確認事項】

1. 入札及び競争参加資格確認申請に必要な書類は次のとおりです。

入札及び競争参加資格確認申請に必要な書類について、提出前に今一度、不足がないか確認して下さい。

必要な書類	チェック欄		提出期限
競争参加資格確認申請に必要な書類（電子メール又は書留郵便等により提出）			
①本書3-2(1)に示す競争参加資格確認申請書（正1部）	様式1	<input type="checkbox"/>	令和4年9月26日(月) 16時必着
②同種機械に係る製造実績又は納入実績証明書（正1部・副1部）	様式2	<input type="checkbox"/>	
当該機械に係るアフターサービス・メンテナンス体制証明書（正1部・副1部）	様式3	<input type="checkbox"/>	
見積活用方式に必要な書類（電子メール又は書留郵便等により提出）			
④本書4(3)④に示す参考見積書（正1部）	様式4-1 様式4-2	<input type="checkbox"/>	令和4年9月26日(月) 16時必着
【（参考見積書に訂正が必要になった場合） ⑤本書4(5)④に示す訂正参考見積書（正1部）	様式4-1 様式4-2	<input type="checkbox"/>	令和4年11月1日(火) 16時必着
入札に必要な書類（書留郵便等により提出）			
⑥「入札者に対する指示書」5[9]に定める入札書（正1部）		<input type="checkbox"/>	令和4年11月18日(金) 16時必着
⑦単価表（正1部）	様式5	<input type="checkbox"/>	

※電子メール及び書留郵便等については、入札者に対する指示書の冒頭【お知らせ】を参照してください。

2. その他

○本入札に御参加いただくためには、上記に示す「参考（訂正参考）見積書」及び「単価表」の御提出が必要です。参考（訂正参考）見積書及び単価表の提出がなく、入札書を御提出いただいた場合は、当該入札書は無効となります。

○入札に必要な書類に不足がある場合、入札に参加できません。

○入札に必要な書類は、提出期限を経過した後、差替え、再提出はできません。